

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社ディア・ライフと称し、英文では、DEAR LIFE CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の開発、投資、仲介、賃貸、販売及び管理業務
- (2) 不動産の鑑定、市場調査及びコンサルティング
- (3) 建設工事全般に関する調査、企画、設計、監理及び施工並びにそれらの請負
- (4) 建物、設備等の警備、安全管理等の請負とそのための保全、設備、改良に関する業務
- (5) ホテル、旅館その他の宿泊施設、飲食店、遊戯施設、美容室、マッサージ等施術所等の企画、設計及び経営、管理並びにそれらのコンサルティング
- (6) 不動産、有価証券、その他金融商品に関する投資及び投資顧問業務
- (7) 有価証券等の売買、金銭の貸付け、債権の売買、債務の保証・引受け及び外国為替の売買等の金融業
- (8) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (9) 倉庫業及び倉庫管理業
- (10) 集金代行及び事務計算代行等の事務代行業務
- (11) 他の事業者に係る販売及び管理業務のアウトソーシング受託業務
- (12) インターネットを利用した情報の提供サービス
- (13) 保険の代理業及び募集に関する業務
- (14) 広告業、広告代理店業
- (15) 健康器具、健康食品の販売
- (16) 学習塾、カルチャーセンター、託児所及び保育所の経営
- (17) フランチャイズ事業の経営
- (18) 経営コンサルタント業務
- (19) 子供向け商品・教材の企画、販売及び調査受託
- (20) 内外物資の輸出入及び販売業
- (21) 一般商品の製造及び販売業
- (22) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式の総数は138,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 10 条 当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(基準日)

第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

2. 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告し臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

第 12 条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の、議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 15 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 17 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補

欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とし、中間配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

平成 16 年 11 月 1 日制定

平成 17 年 12 月 22 日改定

平成 18 年 12 月 20 日改定

平成 19 年 2 月 22 日改定

平成 19 年 4 月 11 日改定

平成 19 年 10 月 1 日改定

平成 19 年 12 月 26 日改定
平成 20 年 12 月 26 日改定
平成 21 年 12 月 25 日改定
平成 23 年 12 月 21 日改定
平成 25 年 4 月 1 日改定
平成 25 年 12 月 19 日改定
平成 26 年 12 月 18 日改定
平成 27 年 1 月 1 日改定
平成 27 年 10 月 1 日改定
平成 28 年 12 月 21 日改定
平成 29 年 12 月 21 日改定
平成 30 年 12 月 20 日改定
令和 2 年 12 月 23 日改定